

曹洞教団の近世的発展：幕府政策との関連 において

渡辺, 康昌 / WATANABE, Yasumasa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

84

(終了ページ / End Page)

94

(発行年 / Year)

1960-10-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011808>

曹洞教団の近世的發展

幕府政策との関連において

渡 辺 康 昌

はじめに

近世における封建制の研究は最近質的にも量的にも非常な成果を挙げ、研究分野の広汎化・錯綜化の傾向は益々増大しつつある。とは云えその偏向性を克服し得たとはいえず、たとえば一九五九年の回顧と展望でも思想史・文化史面の立ち遅れを露呈している。¹⁾

また研究内容についても「近世史全体の發展とその構造との内面的連関の上に凝結した研究史的な労作に乏しい様に思われる。」¹⁾と述べている。全く同感であるが、特に宗教史の研究は中世において多くの成果を収めているにもかかわらず、近世の宗教史―特に仏教史―には顕著な成果を見ることができない。²⁾

しかし現代既成仏教の性格は、その多くが近世において確立し明治を経て今日に至っていることを思えば、そのより一層の進展のためにも近世仏教史の厳密な性格規定の必要性を帯びてくる。また近世の宗教教団が幕藩体制のもとに何んらかの大きな影響を及ぼし、政治経済社会と密接な関連を有することは疑いえないこ

とであり、この方面からの解明もまた必要であると信ずる。

以上の如き意味において本稿では既成仏教中でも、多くの寺院を有し、また多くの矛盾を内包する曹洞宗教団が、幕藩体制下に政治権力と如何なる関係を持ち、そのもとにおいて如何なる發展過程を辿ったかを主として幕府政策と教団内部機構の対応形態の面から考察しようと思う。

一 近世的教団の形成

中世における曹洞教団はその頭初、希玄道元の開創になる越前永平寺を中心としてその周辺に發展し、当時仏教の一般的傾向であつた政治権力との連繫を極力敬遠して清貧に甘んじた人々の集団であつた。

しかし応仁の乱前後より一般的風潮になりつつあつた教団に対する積極的な経営方針は、その消極性を許さず、その結果は当然道元門下にも影響を及ぼし、以後積極的に地方發展が推進されるのである。これは教団内の有力寺院の多くが当時の開創になることからも察知される。⁽³⁾

すなわち越前（永平寺）を中心とする教団、加越能三国（総持寺）を中心とする教団、肥後（大慈寺）を中心とする教団等を中心として漸次他地方へも中小教団の派生を促すようになる。この結果は法系上の門派による縦の線を強調することとなり、他門派寺院相互のいわば横の線は軽視され、ここに中世曹洞教団の地方分散的性格を把握することができる。

慶長八年（一六〇三）の江戸開幕による近世封建社会への移行は、全面的権力の集中が推進され、急速に幕藩体制への組替が行われて、各宗教団寺院に対する政策も続々と打出された。慶長十年頃より元和元年にかけて順次発布された各宗法度・寺院法度等がそれである。⁽⁴⁾

曹洞教団に対する幕府政策もやはり上の目的から行われ、法的強制により推進されるのである。そこでまず第一に考察しなければならぬのは教団組織の中核となるべき本山の確定である。現在曹洞宗における本山は永平寺と総持寺の二箇寺から成っているが、この一宗一派本山並立の形態は実に元和元年（一六一五）七月の「永平寺諸法度」・「総持寺諸法度」による「出世之道場」たることにより成立したのである。しかれば幕府による本山並立政策は如何なる意図のもとに遂行されたのであろうか。幕府は中小教団の分散的な状態を一宗一本山のもとに中央集権的教団体制として確立することが究極の目標であつたろう。それにもかかわらず本山並立の形態は如何なる理由から惹起されたのであろうか。

ここにその直前慶長二〇年六月幕府から永平寺、総持寺に対し次の様な文書が発せられた。

「態令啓候。長老成之永宣旨之由に付而。御不審之儀候間。早々為持可被越候。可備上覧候。只今諸寺法度御定有之故如此候。御油断有間敷候。恐々謹言。」⁽⁶⁾

これは「只今諸寺御法度御定有之故」の照会文書であることを示している。しかし「長老成之永宣旨之由に付而。御不審之儀候間」とある如く、いざ法度の運びになると「源君將下以永平」⁽⁷⁾為洞門本寺とすることになる。そこで総持寺後見芳春院当住及び加賀宝円寺五世たる泰山雲巖は、

「師上書殿階。曰。総持禪師者。後醍醐天皇敕賜梵刹。而命開山瑩山匡宗。御製詰命。其略曰。補在曹洞出世之道場。宣下相並南禪一服紫衣一奉正祈國家延長。次歷朝天子宸翰。皆如斯。仰望閣下請隨先蹤。」⁽⁸⁾

と主張した。その結果「源君見乃從之。陞永平総持。為両本寺」⁽⁷⁾となった。ここに永平寺総持寺両本山並立の形態が成立し最初永平寺をもつて宗内を統一せんとした幕府の意図にもかかわらずこの形態を採用せざるを得なくなったものの如くである。この間の事情が影響を及ぼしたのであろうか、辻善之助博士も両寺の法度を比較されて、永平寺諸法度の「日本曹洞下之末流、如先規、可保守当寺之家訓事」の一条は「総持寺法度の中には見えざるものである。幕府が永平寺と総持寺とに対する態度は、之によりて、その一般を推すに足る。」との如く、両本山に対する幕府の取扱いは江戸時代を通じて永平寺を優遇しているのである。たとえば「寺格帳」によると「勅許曹洞宗総本寺出世之道場、勅許禪

師号紫衣直參内」とある永平寺の方が、「勅許曹洞宗出世之本寺、輪番地現住山紫衣」とある総持寺より格式の高いことが判明する。しかればこのように設置された両本山は当時如何なる状態であつたか。まず永平寺の場合を考察するならば、当時確かに永平寺は道元開創の地としての古刹であつた。しかし道元の後、孤雲懷辨、徹通義介、義演次いで第五代に宝慶寺寂円、その弟子義雲と続き、曇希から門鶴までの間十五代と続いたのであるが、この間約二五〇年間は伝記も寂年も大略未詳である。また明応頃の人上野雙林寺曇英慧応は「偶永平祖刹荒蕪」と述べ如何に荒廢してゐたかを窺うことができる。

これに対し総持寺は開山瑩山紹瑾の後、峨山紹碩が嗣ぎ、その法嗣二五哲のうち大源宗真、通幻寂靈、無端祖環、大徹宗令、実峰良秀の五哲の派下を以て輪番に住持する輪住制を定め、峨山派の本山として隆盛を誇つてゐた。

以上当時における両寺の状態を元和元年以後における幕府の取扱いと比較するならば、如何なる理由で宗内の大部分の末寺を有する総持寺を永平寺よりも低い格式のもとに置かねばならなかつたかを考察しなければならぬ。主として政治的背景を考えると元和元年七月総持法度発布の直後、八月廿日に加賀藩主前田利光は「諸嶽山総持寺法度」を発し、さらに元和四年（一六一八）十月には「当寺掟」で寺領三二六石二斗を定め、「祠堂米」、「当寺物米錢等之事」等により種々の保護・規制を設けてゐる。すなわち総持寺の外護者になつてゐるのである。ここに総持寺は宗内大部分の末寺を掌握することにより宗内第一の組織力を誇る本寺に

加え百万石の外様大名前田家を外護者につつことになつた。もしさらに総持寺のみを曹洞宗の本山とし中央集権を計るならば宗内における政治的・経済的権力は最大の大名家加賀藩内（能登）に所在する総持寺に集権されることとなる。最近幕藩体制研究の隆盛により、藩に或程度の行政権が認められ地方分権的性格を有するものとされるが、だとするならば総持寺の性格は幕府権力維持上、非常な危険性を帯びることとなる。そこで譜代松平秀康の所領福井藩に所在する永平寺を盛り立て道元草創の古刹という格式から本山として、加賀藩への権力集中を制御する目的を持ったと思われる。

一方宗内においても永平寺の荒廢を嘆じ、その復興を志した人々がある。長門大寧寺器之為璿、上野雙林寺曇英慧応、安芸洞雲寺金岡用兼等である。これらは何れも室町時代の人々であるが、特に為璿は「国中永平寺者、曩祖開闢之道場而洞上之第一峰也、汲洞水之流一者、不可不歷此地」と述べその偈に、

「乃祖從⁽¹³⁾曾⁽¹³⁾戰⁽¹³⁾化⁽¹³⁾權、宗風墜⁽¹³⁾地百余年、
兒孫無⁽¹³⁾復英靈漢、誰把⁽¹³⁾鸞膠⁽¹³⁾統⁽¹³⁾斷弦、」

とある。その句句が示す如く、当時宗内には永平寺に対し道元開創の地という法祖的思想が根強く存在していたことを示す。

このような宗内状況を背景として幕府は最初永平寺を総本山とし、その下に本末關係を確立せんとしたのであるが、泰山雲颯を代表とする総持寺派の反対により、これもまた本山として両本山並立政策を採らざるを得ず、かくて永平寺を法祖的性格を有する本山として格式を高くし、総持寺は教団組織の中心としての性格

を持つ本山として宗内を統一させたのである。

ここに一宗一派本山並立の形態を採った幕府は如何にして現実の教団を把握し得たであろうか。本末関係を通じての支配は末寺の大部分が総持寺に把握される限り、その成立事情より見て無理であり、新たな機関を創設することが必要となる。

すなわち幕府の教団支配形態の一つとして重要な意義を有する僧録制度を設置するのである。

二 僧録制度の展開

齋徳川氏による曹洞宗僧録は、天正十一年（一五八三）遠江可睡齋を三河遠江駿河伊豆四箇国の僧録に任じたのを最初とするが、次いで慶長一〇年（一六〇五）上野雙林寺⁽¹⁵⁾に対して上野信濃越後佐渡四箇国の僧録状を発している。これらは何れも地方的性格を持つもので本格的統一⁽¹⁶⁾的な僧録は慶長一七年（一六一二）一〇月朔日、「曹洞宗法度」を下してからである。幕府はまず総寧寺、龍穩寺、大洞院に対し「下総関宿惣寧寺、武越生龍穩寺、遠州大洞院、依^レ為^レ関東惣録司⁽¹⁷⁾被^レ下^レ之」として下したのである。

次いで「富田大中寺へ者、後日被^レ下^レ之」として慶長二〇年（一六一五）六月二八日に任ぜられた。このうち大洞院については「可睡齋支配下大形大洞院門葉之寺院に御座候間、本山大洞院之寺号宛ニ被^レ成下^レ候⁽¹⁷⁾」とあり、「自是大洞与可睡、兩寺一寺之表役⁽¹⁸⁾」となつてゐる。また万治四年（一六六一）には「如^レ前々ニ可^レ為^レ僧録⁽¹⁹⁾」と可睡齋に対し安堵状が出されている。

かくて慶長二〇年六月には可睡齋、総寧寺、龍穩寺、大中寺の

僧録が確定した。このうち可睡齋を除く三箇寺を通常関東三箇寺、関三箇寺、関三利等と呼んでいる。しかし一方、其年の七月、すなわち元和元年七月には永平寺、総持寺に対し「寺院法度」が発せられたことは既述の如くである。辻善之助博士はこの関係について、

「（前略）大洞院は駿遠参三箇国に於て最も勢力あり、可睡齋の支配下の寺は大低大洞院派の寺であるに由つて、之に朱印を授け、以て駿遠参三箇国の曹洞宗寺院の僧録たらしめ、また関東三箇寺をして関東曹洞寺院を統べしめんが爲めに、之に朱印を授けたのである。かくて曹洞宗の統制を計つたのであるが、後に元和元年に至つて、更に永平寺、総持寺に法度を下して、曹洞宗の本山とし、之を総轄せしめたのである。後よりして考ふれば、前の慶長十七年の法度発布は早まつた嫌がある。家康の寺院法度制定に於ける一般方針たる中央集権主義に多少戻るの感なきに非ず。同じ曹洞宗内に於て、関東及び駿遠参のみは別法度の朱印を有して、独立しているかの観がある。（下略）」
（傍点引用者）

と述べられている。しかしこれは両本山及び僧録に発せられた法度の性格を考へるとき、直ちには承服し難い様に思われる。

すなわち両本山の「寺院法度」は教団組織の宗教的權威の象徴としてであり、僧録の「曹洞宗法度」は教団行政の權威としてである。従つて幕府は単に時々における冗漫な政策を採つたのではなく、厳密な計算のもとに打出された結果であると思われる。すなわち僧録の設置条件として幕府と何んらかの関係を持つ僧

侶寺院が選定されたのである。まず遠江可睡斎との関係については、

「天文乙未（六）年。松平次郎三郎広忠公。為同姓内膳信定公。竊退去於岡崎城。從臣阿部大藏其外六七輩。潛渡篠島妙見寮二兩月。且石橋之氏族等并等膳和尚共奉送于勢州神戸。其後天正年中等膳住于可睡時。大神君在当国浜松之城。有婦人曰築山。有罪被誅。亡魂為蛇形蟠于寢殿。（中略）請三等膳。卒禪易宋山二弟。拜謁大神君。曰。可速降伏怪鬼。師弟止寢殿一夜。禪定修法且授善薩戒血脈。死雪乍伏。等膳道德弥高。」⁽²¹⁾

とあり、その結果天正一一年鳳山等膳に対して、「賜三遠殿并豆州修禪寺一派之僧録司」⁽²¹⁾。さらに弟子土峯宋山に對し慶長一七一年に「賜三日城曹洞一宗掟於宋山和尚」⁽²¹⁾こととなった。

次に武蔵竜穗寺は、

「僧録之御朱印被下置候、忝も龍穗寺十六代鶴峰（聚孫）和尚者年々恐紀伊大納言様御母様に少之御遺所由緒御座候故、折々被仰上被下置候」⁽²²⁾、その御由緒とは、

「鶴峰儀、神君様御近在之御女中おなつ之方伯父ニ御座候故関東御入国以来数度神君様御前江被召出御懇之御意被成下候」⁽²³⁾。

という関係から僧録を仰付られた。また大中寺、総寧寺は鶴峰聚孫の「御取成故総寧寺大中寺同御頂戴仕候」⁽²²⁾とある。

下野大中寺は、

「建室（宗寅）与申僧大中寺住職罷在。右者今川義元之伯父二而

大神君御若年之頃被為在御見知。其弟子宗関（門庵）儀茂義元之姉之子ニ而師弟共難有蒙御懇之上、建室儀者直参内等仕、宗関儀相統而大中寺住職被仰付、其弟子松薫（天南）同大中寺住職被仰付、御代々様格別ニ御懇被成下候」⁽²⁴⁾とあり、法度は天南松薫の時出された。すなわち

「松薫大中寺へ入院候而。御礼に上洛候。先年総寧寺龍穗寺に御朱印を被遣候將軍様之御朱印之案。慶長十七年に被遣候を山脇被持来。案紙九冊目に写置。（中略）去年大中寺へは御朱印下被取候ニ付而。今度被遣候也。（中略）此清書は二条御殿にて。浅井七平持て被出。則大中寺松薫へ渡候也」⁽²⁵⁾とある。この人の出自については、

「遠州人。九歳從可睡鳳山膳公為驅鳥。受具後。首參韓嶺於大中。執侍數歲」⁽²⁶⁾。

の如く遠州の人であり、最初可睡斎鳳山等膳に付いて出家し、後大中寺韓嶺良雄に執侍したことが判る。そして「慶長乙卯（二〇）承鈞旨。住大中」⁽²⁶⁾となった。

また総寧寺は、

「十六代一峯（專道）慶長十七年奉蒙東照神君之鈞命成三天下曹洞之僧録司焉」⁽²⁷⁾。

とあり幕命により僧録になったことを記している。

このように僧録の成立事情を見ると徳川氏との関連を知ることができるが、それと表裏の事実として、僧録任命前後に駿府、江戸にて度々会下法問を開いているのである。

慶長一八年八月一八日、「於御城会下法問有之」⁽²⁸⁾元和元年一

月二八日、「於江戸新城会下の法問⁽²⁹⁾」。翌年正月六日、「寺社之諸礼相濟御礼以後会下の法問有⁽³⁰⁾」等であるが、特に可睡齋宋山はその他にも度々法問を行っている⁽³¹⁾。それら法問に集合した人物は、

「遠州可睡齋宋山。武州関宿惣寧寺專導。武州越生龍穩寺嶺落。上野白井双林寺等鎮。下野山川長徳院香最。下野皆川傑岑寺宗。関。下野富田大中寺松薫。江戸龍雲寺怒徹。江戸吉祥寺吞察。曾賀山⁽²⁹⁾（遠州）正法寺雲達。全栄寺膳学。甲州（竜花院）吞貞⁽²⁹⁾」の人々であつた。これらは当時宗内の幕府に対する代表的存在であつたと思われる。そして幕府はこれらの人々に曹洞宗の行政権を委ねたと見ることが出来る。すなわち徳川氏由緒の地に所在する可睡齋、幕府所在地たる江戸近郊の関三箇寺に、「曹洞宗法度」を下し、僧録を命じて教団の行政的基礎を確立したのである⁽³²⁾。

しからば次に幕府権力介入のもとに成立した僧録は全国末派寺院に対し如何なる支配組織をもつて臨んだかを知るため、僧録制度の構造について考察しなければならぬ。

まず中央の支配機構として、延宝五年（一六六七）の「曹洞宗僧録関三箇寺執務之覚⁽³³⁾」に、

「不^レ立^ニ我意^ニ三箇寺令^ニ和融^ニ、諸事遂^ニ吟味^ニ無^レ依怙^ニ愚負^ニ可^レ有^ニ其沙汰^ニ、若不^レ及^ニ予簡^ニ儀者、奉行所へ申達之、相談之上可^レ受^ニ差図^ニ二事」

「三箇寺致^ニ月番^ニ、当番之方にて寄会仕、」
「三箇寺在寺之時は総泉寺、青松寺、泉岳寺に諸事申置、」

曹洞教団の近世的发展（渡辺）

とあり総寧寺、龍穩寺、大中寺は寺社奉行のもとに僧録として宗内行政を司り、月番制を採用し、合議制をもつて執務すべきこと、また通常関三箇寺は江戸の宿寺にて鑑司、奏者等の役僧を置き実務を処理するのであるが、「三箇寺在寺之時」すなわち住職が自坊に帰った時は江戸所在の三箇寺より府内三箇寺にて事務代行することとしている。さらにこの下には天龍寺、功雲寺、長谷寺のいわゆる下三箇寺を設けて府内三箇寺の副役としている。

次に地方組織は録所（国録）を設置してその任に当らせた。録所は寛永六年（一六二九）六月二三日、全国に約五〇箇所⁽³⁴⁾を設置し、次いで延宝九年（一六八一）一四七箇所⁽³⁴⁾からなる録所の制度を確立させるのである。その設置条件は主として諸大名の菩提寺、各城下町の有力寺院、多数の末寺を有する中小本寺をこれに充てた。そのような録所を中心とする末派寺院を関三箇寺、可睡齋により全国支配するのである。

「延宝九年辛酉正月廿三日龍穩寺寄合にて決評二月廿三日総泉寺にて闍左之通取定⁽³⁴⁾」

とした。その内容は大中寺配国二一箇国、録所五四箇寺。総寧寺配国二一箇国、録所二八箇寺。龍穩寺配国二三箇国、録所六五箇寺。可睡齋配国四箇国とし、このうち下野、常陸、下総、相模、武蔵、駿河、遠江、三河は関三箇寺、可睡齋の直支配となつてゐる。

ここに僧録を宗内行政の頂点とし分国支配を行い、その下に録所を設け、場合によつてはさらに雙林寺、永沢寺の如く副録を設置して全国末派寺院の支配を行った。すなわち幕府の意志伝達機

関としての機能を持たせ、教団支配の足掛りとしている。

三 本末制度の展開

以上の考察により近世曹洞宗に対する幕府の兩本山並立政策・僧録制度の設置による教団末派寺院把握政策を明らかにし、如何に幕府が教団政策の一環として、力を注いだかを知ることができた。しかしこのような幕府権力の教団内への注入は当然近世教団の形成に多くの影響を与えずには置かない。ここに寛永九年（一六三二）から始まり延享二年（一七四五）に至って完成された本末制度もその重要な政策の一環と考えられる。

本末関係は中世の地方発展の過程において成立し、いわゆる本寺中心の法系重視を基本としている。しかしこのように純粹な本末関係はやがて政治権力との交渉を生じ、複雑なる要素を加えることになる。すなわち近世的本末関係への組替が推進されるのである。幕府はその第一段階として寛永九年九月五日諸宗に命じて各寺院の本末を調査させた。⁽³⁵⁾曹洞宗はその「寺院本末記」一二卷のうち三卷を費し、卷七には太洞院支配下、卷八は永平寺派、卷九は通幻派外十三派となっている。しかしこれはその奥書に「此外寺中寺数多御座候」とか、「大綱十二派是也。此末派日本国中許多有之。未知其在所。故皆不記不記者也。」⁽³⁶⁾とあり、「牒改めの遠国へは手が届かざる故と見えたり。」と調査が不徹底であったことを物語っている。

その後元禄五年（一六九二）六月にも本末調査が行われた模様であるが、詳しいことは判明していない。そして延享二年七月本

格的調査が行われるのである。その時の違書は次の如くである。

「寺院本末争論之事寛永十年諸宗分差上候寺院本末帳を以取捌可申儀勿論に候。若又本末不相改而不叶事有之は何之上裁許可申付候、但寛永以来裁許申付候内本末帳面相違出来之分。此節猥に相改候儀にては無之候。向後右之通堅可相心得事。」

右寛永十年差上候帳面全備無之様相見候之間。右帳面に裁候寺格之寺院不足之分。此節帳面に取置可申候事。右之通被仰出候間可被得其意候。⁽³⁵⁾

僧録は左の副達を添えて、諸国の寺院へ触達した。

「別紙御書付之趣。⁽³⁵⁾得と相心得可申候。末寺帳不足之分有之候間。相改可差出候」

このとき曹洞宗は、調査の完全を期するために僧録より全国録所に対し配下寺院を調査する様命じている。その結果は、延宝九年（一六六一）完成された末端支配機構たる全国録所を組織的に動員したため、高度の正確さを發揮することができた。

すなわち総持寺所蔵「延享度曹洞宗寺院本末牒」によると、総寧寺支配七、二一箇寺。龍穩寺支配三、九五〇箇寺。大中寺支配三、七七七箇寺。可睡齋支配二、六一二寺。記載寺院総数一七、五五〇箇寺となり、僧録を基本とする記載形式を採って、さらに一派本山永平寺・総持寺を総本寺とし、その支派を末寺之一、末寺之二として高低を確定し、本末秩序の根本基礎として最も權威ある本末帳が作製されたのである。今これに従って寺院の分派を表示するならば第一表の如くである。

ここに極めて注目すべきことは、まず本山永平寺を中心とする

第一表 延享二年曹洞宗寺院分派表

	總寧寺下 配	龍穩寺下 配	大中寺下 配	可睡齋下 配	計	%	計	%
永 平 派		210		3	213	1.21	1,174	6.69
興 聖 派		112			112	0.64		
徹 通 派		46			46	0.26		
明 峰 派		267		4	271	1.54		
法 王 派		239		293	532	3.03		
瑩 山 派 (総持寺直末等)			339	32	371	2.11	16,376	93.31
峨 山 派		21			21	0.12		
大 源 派			3,080	1,826	4,906	27.94		
通 幻 派	7,211	1,412	327	290	9,240	52.65		
無 端 派		35	5		40	0.23		
大 徹 派		291	14	93	398	2.27		
実 峰 派		285	12	56	353	2.01		
無 底 派		345			345	1.97		
道 叟 派		157			157	0.89		
玄 翁 派		149			149	0.85		
無 着 派		381		15	396	2.26		
計	7,211	3,950	3,777	2,612	17,550	100%	17,550	100%

永平寺派の寺院総数一、一七四箇寺で全体の七%弱を示すに對し、一方の本山総持寺の末派総数一六、三七六箇寺・全体の九三%強を表示し如何に永平寺支派が少数であるかを如実に表わしている。これを前述の兩本山並山過程と併せ考えるとき極めて興味ある問題を提起している。

また最も有力な門派は總持寺支派の峨山紹碩法嗣通幻寂靈の門派及び同じく大源宗真の支派で、前者の寺院総数は九、二四〇箇寺、全体の五二・六五%、後者は四、九〇六箇寺、二七・九四%兩者合計一四、一〇〇箇寺、実に全体の八〇・五九%を占めている。ここに本山總持寺が如何に多くの末寺を分派し繁榮していたかを窺うことができ、末寺の有無が經濟問題と大きく關係することを考えるとき、幕府権力介入の在方が問題となるのである。

しかしまた、以上の如き延享度本末調査の支派の高低が本来の本末關係の高低と必ずしも符合しないところに問題がある。

本来曹洞宗の本末關係の確定には正開山（A寺の開山または世代がB寺を開創してB寺の開山となる）ときA寺をB寺の本寺としB寺をその末寺とする。）と勸請開山（B寺の開創者自から開山とならずその師を勸請して開山とし、自からは第二世となる、この場合師の寺を本寺とする。）がある。この原則を嚴守する限りにおいては問題は起らない。しかし實際には自己の寺院の格式を高めんがため、種々の方法を講ずるのである。特に勸請開山は往々にしてその師の寺によらず数代遡つて本寺を定め地位の向上を計っている。この寺院が政治権力と連繫するとき特にその傾向が強く、僧録はその適例である。紙数の關係で詳細は別稿に譲るが

関三箇寺、可睡齋の僧録と匹敵するか、あるいはそれ以上の寺院は宗内に多数あり、例えば関東においても上野雙林寺、相模最乗寺、武蔵孝顯寺等を挙げることができる。特に関三箇寺は總て通幻寂靈の法嗣了庵慧明開山の最乗寺の支派に屬し、總持寺は慧明の四代後桂堂佐原開山、龍穩寺は三代後泰叟妙康開山、大中寺は四代後快庵妙慶の開山である。しかしこれらは皆数代前の僧を勸請し寺格を高め、延享二年本末帳によつては最乗寺の末寺は總べて関三箇寺に吸収し、最乗寺に對しては「配下者無之候得共三箇寺より別触達仕国録に準申候」の取扱をしてゐる。かかる状態においては当然本末の異論が発生することになり、延享度の本末確定までの間、爭論の絶間がなかつた。すなわち寛永九年（一六三二）の本末調査から延享二年（一七四五）まで一三三年間に主なものだけでも三三件にのぼる。茲に但徠をして

「出家程公事ヲ好ム物ハナシ、第一死罪ニアフ氣遣ナシ、妻子ノ足手マドヒナシ、元來住所ヲ定ヌ者ナレバ、追放ヲ悲シマズ、法問談議ヲ仕ナレテ理強ク我慢成者也、擬出家ノ公事ヲ能捌テ国家ノ治メノ益ニナラズ、惡數捌テモ害ニモナラズ、詮モ無コト多シ、本来ノ公事、曹洞宗ニ多キコト也、勸請開山ト云コト有ヨリ起ルコト也。」（傍点引用者）

と嘆ぜしめたること誠に宜なるかなである。なかでも最大といわれるものは、宝曆二年（一七五二）の下総東昌寺黙山、上野龍華院雪峰より下総総監寺に對し行われた所謂通幻四箇道場論⁽³⁹⁾。元祿九年（一六九六）から正徳三年（一七一三）にかけて起つた武蔵龍穩寺對上野補陀寺武蔵大仙寺、上野雙林寺における無極道場論⁽⁴⁰⁾

である。しかも前者は了庵派下の大綱であり、また後者も了庵派下の無極派であつて、共に総持寺龍興寺の僧録が主役として介在している点その軋轢の如何に激しかゝたかが窺われるであらう。しかもこの争論の裁決に当り幕府は関三箇寺の云分を無理してまで通しているのである。これはとりも直さず僧録の寺格擁護のための処置である。ともかく幕府はこのような本末争論の統発を防止すべく延享二年に本末の確定を強行する。その結果は

「宗内寺院本末の儀は、従来法脉系譜暨ひ世代の順序等を精密に審査し、延享二年乙丑十一月確定の本末簿兩本山宝庫に収蔵せしより以来、雖末本寺換は容易に不相成候」⁽⁴⁾

となり従つてこれを契機として争論も少なくなつた。これは前換に末調査達書の趣旨を見ても容易に推察される。

このように近世本末制度は幕初よりの、兩本山並立政策、僧録設置による意志伝達機関たる末派寺院把握政策等の一連の幕府政策より惹起された諸矛盾を調整し、解決を目的とした政策であつた。

おわりに

以上幕府政策との関連に重点を置き近世曹洞教団の諸問題を検討してきた。その結果、近世における教団形成の重大なる要素として兩本山並立制の成立、行政権の中核としての僧録制度の確立を考察した。これは何れも教団を幕藩体制に組入れるための政策であり、しかもこれら一連の政策を確定せんがため、本末関係を僧録中心に組替え、政治権力介入のもとに近世的に変革された。

従つて兩本山の並立、僧録制度の確立が、共に本末制度の絡み合

いを持つことにより、近世的教団へと脱皮していったのである。ここに曹洞教団は幕府権力と微妙なる関連を持続しつつ、近世において初めて統合的教団を形成する。

なおその過程における無理押しは、本末争論、伝法公事、兩本山の抗争対立等種々なる矛盾として具現され、何れも教団の性格を理解するために究明を迫られるが、総べて別の機会に考えてみたいと思う。

〔註〕

- (1) 「史学雑誌」(六五—五) 日本史(近世) 参照
- (2) 最近二ケ年で仏教関係のものとしては渡辺宝陽「江戸中期に於ける日蓮教学について」(「印度学仏教学研究」六一二)、藤井学「近世初頭に於ける京都町衆の法華信仰」(「史林」四一—六)等とにかくその成果は少ない。
- (3) 地方小本寺の開創年代を見ると、調査数二、六一八寺のうち南北朝迄に三四二寺、応永以後安土桃山迄が一、四九五寺となり圧倒的に多い、特に応仁元年以後は一、一五二寺である。(横関了胤「洞門政要」(五三〇頁))
- (4) 辻善之助「日本仏教史」近世之二
- (5) 「徳川禁令考」前集五、六〇頁、
- (6) 「本光国師日記」第十七、(大日本仏教全書九三三頁)
- (7) 「日本洞上聯燈録」(曹洞全書、史伝上四七二頁)
- (8) 前掲「日本仏教史」近世之二、二二八頁
- (9) 前掲「洞門政要」六四四頁
- (10) 宇井伯寿「日本仏教概史」一一三頁
- (11) 「日本洞上聯燈録」(曹洞宗全書、史伝上、三八二頁、

- (12) 「洞門政要」八頁、
- (13) 栗山泰音「總持寺史」一九〇頁、
- (14) 「總持寺史」七六六頁、
- (15) 「洞門政要」九頁、
- (16) 「本光國師日記」第九(大日本仏教全書四一五頁)、「徳川禁令考」前集五五九頁、「吹塵録」下卷(海舟全集四卷二八三頁)
- (17) 可睡齋由緒(「總持寺史」七六五頁)
- (18) 元祿七年寺社奉行裁許狀(「洞門政要」一四頁)
- (19) 「吹塵録」下卷(海舟全集四卷三一頁)
- (20) 「日本仏教史」近世之三、四四三頁、
- (21) 万松山可睡齋起立并開山中興之由來略記(曹洞宗全書、寺誌三九八頁)
- (22) 龍穩寺古來記(「總持寺史」七六九頁)
- (23) 雙林寺由緒書(「總持寺史」七六九)
- (24) 總持寺緊要記錄(「總持寺史」七六七頁)
- (25) 「本光國師日記」第十七、(大日本仏教全書九二〇頁)
- (26) 「日本洞上聯燈録」(曹洞宗全書、史伝上、五〇一頁)
- (27) 安国雜志序(曹洞宗全書、寺誌四三八頁)
- (28) 「本光國師日記」第十、(大日本仏教全書四九二頁)
- (29) 「本光國師日記」第十九(大日本仏教全書一、〇〇〇頁)
- (30) 「本光國師日記」第二十(大日本仏教全書一、〇三三頁)
- (31) 「日本洞上聯燈録」(曹洞宗全書、史伝上、四八〇頁)
- (32) 武州川越金地院崇伝に対し、元和五年九月十七日「弥停止鹿苑隆涼之僧録官職令兼補于当院訖」と臨濟宗の僧録に任じ
- たのに対応するものである。(本光國師日記第二十六)
- (33) 「宗教制度調査資料十六」(「洞門政要」二八頁)
- (34) 「曹洞諸國録所記」(「洞門政要」九八頁)
- (35) 「延享度曹洞宗寺院本末牒」一頁、
- (36) 「日本仏教史」近世之三、三頁
- (37) 寛保元年寺社裁許問答(「洞門政要」三一八頁)
- (38) 「政談」卷四(日本經濟叢書Ⅲ五一六頁)
- (39) 「總持寺史」四六一頁
- (40) 大州大泉補陀寺統伝記(曹洞全書史伝上六四三頁)
- (41) 明治十三年普達第三号(「洞門政要」三二〇頁)